

第3章 構想の基本方針

3-1 見直し方針

本構想では、平成22年構想に引き続き、平成37年度の生活排水処理人口普及率100%の整備を目指す。また、効率性の観点から生活排水処理施設の整備手法を検討する。

(1) 目標年度及び基準年度

項目	本構想
目標年度	平成37年度
中間目標年度	平成32年度
基準年度	平成25年度

※ 実際の整備に当たっては、本構想との乖離が生じることが想定されるため、本構想を改定して5年を経過した時点で、生活排水処理施設の整備状況を把握し、見直しの必要性を検討する。

(2) 見直しの対象とする区域

見直し対象区域は、基準年度（平成25年度）において、①及び②の区域とする。

- ① 基準年度において、下水道事業認可を受けている区域、農業集落排水の整備済み及び実施中の区域、浄化槽市町村整備推進事業を実施している区域（以下「事業実施区域」という。）以外の全ての区域
- ② 事業実施区域のうち、中間目標年度（平成32年度）までの間、施設整備が行われない区域

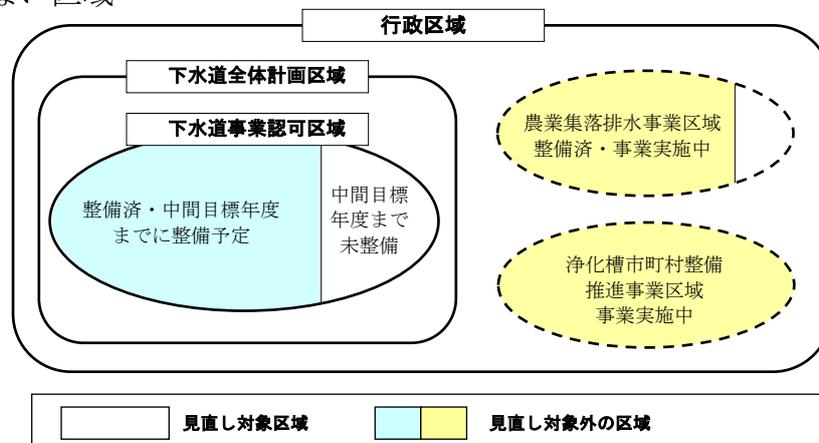


図3-1-1 見直しの対象とする区域

(3) 区域区分の設定

本構想では、行政区域内全域について、次の①～⑩の区域区分を設定する。

- ① 下水道整備区域（既設）
- ② 下水道整備区域（計画（平成32年度まで））
- ③ 下水道整備区域（計画（平成33年度以降 平成37年度まで））
- ④ 農業集落排水整備区域（既設）
- ⑤ 農業集落排水整備区域（計画（平成32年度まで））
- ⑥ 農業集落排水整備区域（計画（平成33年度以降 平成37年度まで））
- ⑦ コミュニティプラント処理区域
- ⑧ 浄化槽整備区域
- ⑨ 浄化槽整備区域（浄化槽市町村整備推進事業）
- ⑩ 浄化槽処理区域

3-2 見直しの手順

本構想は、図 3-2-1 に示すとおり県と市町村が協力して策定した。県は、前述の生活排水処理施設整備における課題を踏まえ見直し方針を通知するとともに、「埼玉県生活排水処理施設整備構想見直しに伴う市町村生活排水処理基本計画等見直し作業マニュアル」(平成 27 年 5 月作成)を作成した。市町村は、このマニュアルに基づき、市町村計画を見直し、県がこれを取りまとめた。県は取りまとめた市町村計画を基に構想の効果予測を行った。

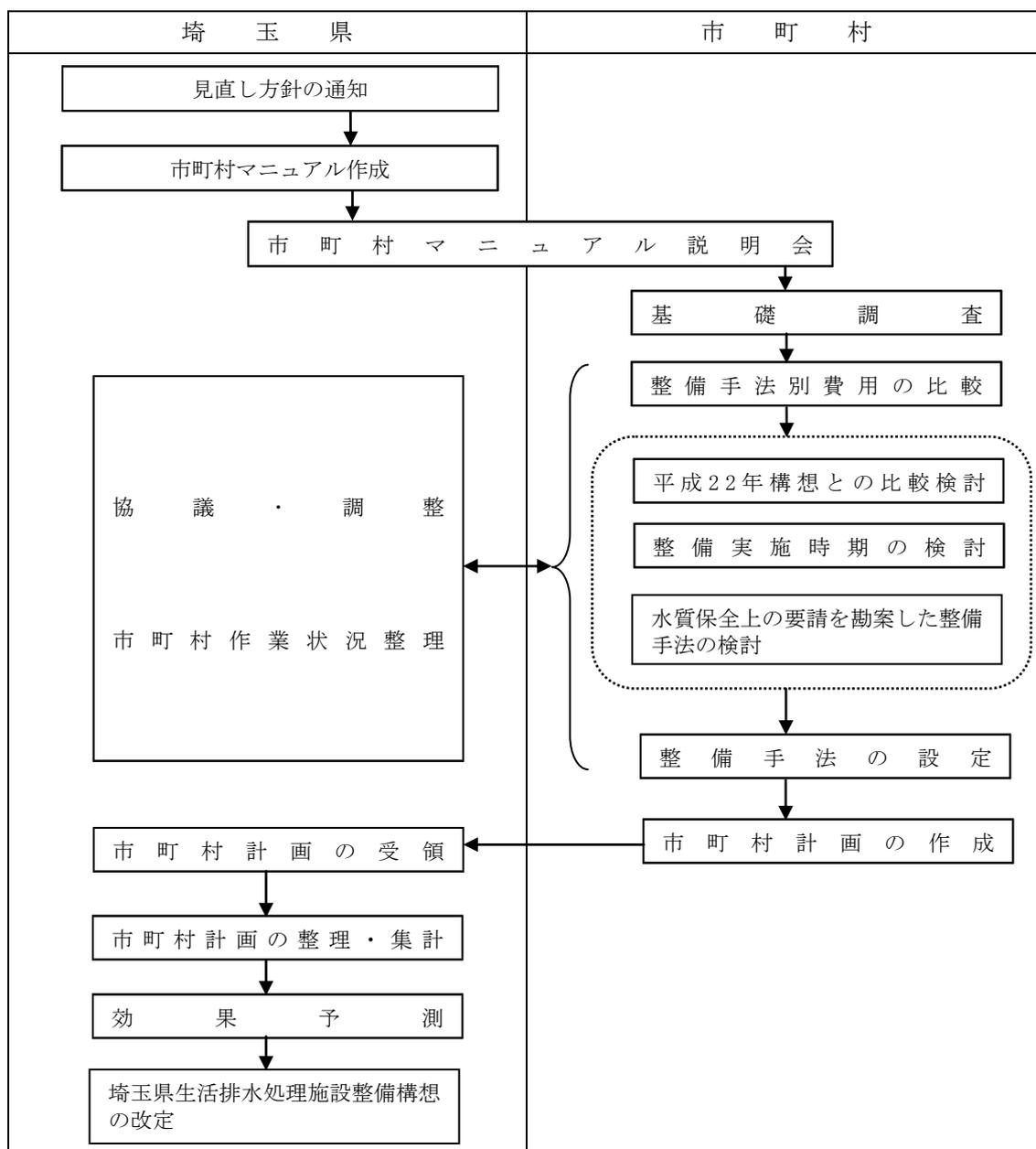


図 3-2-1 構想見直しフロー